

ドライブレコーダ等の映像情報の円滑な提供に関する協定書

社団法人東京都個人タクシー協会（以下「甲」という。）と警視庁（以下「乙」という。）は、甲に加盟する個人タクシー事業者（以下「事業者」という。）のドライブレコーダ等の映像情報を乙へ提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲に加盟する個人タクシー事業者が搭載するドライブレコーダ等の映像情報を乙の交通事故・犯罪捜査等に活用するために必要な事項を定め、もって都民生活の安全・安心の確保に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 乙は、甲に対し、刑事訴訟法第197条第2項に基づく「捜査関係事項照会書」により、映像情報を提供するよう要請する。

2 乙は、急速を要する場合には、事業者に対し、口頭により映像情報の提供を依頼することができる。その場合、乙は、事後速やかに当該依頼に係る捜査関係事項照会書を甲に送付するものとする。

3 乙は、映像情報の提供を受けるまでの間に、事件捜査等に関する映像情報が失われる可能性がある場合は、甲に対し、当該映像情報の保存を依頼することができる。

4 甲は、乙から依頼を受けて映像情報を提供する場合は、記録媒体等に記録して提供するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、甲から提供を受けた映像情報を事件捜査等の目的以外に使用しないものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた映像情報を適正に管理するものとする。

（協定の変更及び協議）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に支障が生じた場合、又は協定に定めがない事項が生じた場合は、その都度双方で協議するものとする。

（その他）

第5条 本協定の運用に当たり、乙については「警察署長及び捜査活動を行う本部所属長」と読み替えるものとする。

附 則

この協定は、平成26年4月17日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月17日

甲 社団法人 東京都個人タクシー協会

会長 木村忠義 

乙 警視庁

交通部長 廣田耕 

刑事部長 村田隆 

生活安全部長 藤本隆史 